



ごみ焼きは禁止されています！

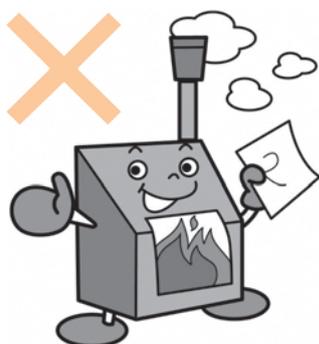
令和2年中に北海道内でごみ焼きが原因とされる火災は21件で、9月～11月に多く発生しています。ごみなどを焼却すると煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となるため、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）**で禁止されており、罰則の対象となります。ごみは絶対に焼却せず適切に処理しましょう。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律での罰則

（第25条第1項第15号）

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科

- ・家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やす行為 ⇒ 罰則の対象となります
- ・ごみ屑、紙屑などごく少量のものを燃やす行為 ⇒ 罰則の対象となります
- ・廃ビニール、廃タイヤ、廃材を燃やす行為 ⇒ 罰則の対象となります



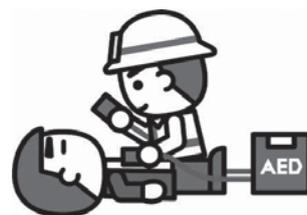
STOP



救命講習会の開催について

緊急事態宣言発令により延期していましたが「救命講習会」を下記の日程で開催いたしますので町民皆様方の参加をお待ちしております。

- 講習日時 令和3年11月20日（土） 13:30～14:45
- 講習場所 健康福祉総合センター「ふれあい」すこやかホール
- 講習内容 心肺蘇生法、AED、救急車見学
- 申込み 事前申込みは必要ありません。
- その他 講習当日は、動きやすい服装とマスク着用をお願いします。



住宅用火災警報器は10年目を目安に点検・交換しましょう。

沼田町
防火標語

『声かけよう みんなで確認 防火の輪』

